第４回留萌市立地適正化計画等策定委員会

日時：令和８年６月８日（水）13 時 30 分～
場所：市役所３階　３・４号会議室

出席者：

（策定委員会）
佐藤委員長、大舘副委員長、工藤委員、貝森委員、米倉委員、笠井委員　（以上６名）
（作業部会）
安田部会長、三上委員、竹内委員、湯浅委員、村岡委員、近藤委員、江川委員　（以上８名）
（オブザーバー）田中氏（前留萌振興局留萌建設管理部事業室長）
（事務局）都市環境部建築住宅課　安田課長（兼務）、土門係長、成田主査、縄技師
（業務委託）(株)まちづくり計画設計（以下、まち計）　松村、小形

次第：

1　開会
2　委員長挨拶
3　議事
　1）各計画の構成と審議状況について
　2）居住・都市機能誘導区域の設定（案）について
　3）誘導施設の設定（案）について
　4）まちづくりの将来像及び部門別の整備方針（案）について
4　その他
5　閉会

議事抄録（発言順）

２　委員長挨拶

（委員長）　立地適正化計画（以下、立適）の位置づけは、再三確認しているが簡単に言えば地域のこれからのまちの構造をどうしていくのか、という意思表示そのものと考えている。これを基に、防災指針・治水計画等関連していくもので重要な計画であると、今この場で改めて皆様と確認を行いたい。
本日は、誘導区域を適切に定めていくため、慎重に審議をいただき、かつ建設的・スムーズな進行にご協力をいただきたい。
オブザーバーの田中様は、立場が変わられたが知見に長けたスキルをお持ちであり、この計画の立案まで力をいただけるということで、引き続きよろしくお願いしたい。

3　議事

1）各計画の構成と審議状況について

2）居住・都市機能誘導区域の設定（案）について

（委員長）　前回からのエリアの再設定は、妥当な判断を提案されたと思っている。

（委員）　市立病院は相当数が利用し、また介護施設もあることから、（誘導区域に含めることは）妥当だと考える。
市街中心部は一部に低い箇所があり、観光客も相当数入ってくるだろう。何かあってからでは遅いので、防災計画（指針）を適切に作成していただきたい。

（委員長）　防災計画（指針）は、ハード面、ソフト面でどうするのか、非常に重要である。

（事務局）　今回、誘導区域が定まることにより、防災指針の作成を進めたい。
先週、事務局で防災指針の打合せを行ったが、まだ初稿の段階であり、様々な課にまたがることから、各担当部署が防災に関してどういう役割になるかを含めて、防災指針をまとめていこうと思う。
津波や洪水浸水が想定される区域に、「まち」があるため、街並みを変えることは不可能である。ハード・ソフト的な防災・減災対策を検討したい。
国土交通省北海道開発局（以下、開発局）の会議で、留萌川は昭和 63 年に大水害があった。その後、留萌ダムを新たに作り、大和田に貯水池、東雲町に排水機場を新たに設けた。蛇行していた留萌川は、まっすぐになったが、河口では導流堤を伸ばし速やかに水が流れていくように整備を進めている状況だと説明を受けた。
開発局でハード的な事業は今も進めている。防災計画と整合性を図りながら、防災指針では、例えば、洪水浸水区域内の住民をいち早く避難誘導する、津波に関しての避難路や避難ビルなどをまとめていきたい。

（部会委員）　防災指針については、事務局からたたき台が示された。防災計画との整合性チェックや、各担当課による具体的な取り組みを調整し、まとめていきたい。

（委員）　線状降水帯が脅威に思っている。昭和 63 年の時は、留萌川が曲がりくねっており、築堤が崩壊して今の道の駅の辺りに水が流れた。
今は相当改良されて、川底を掘ったが相当な年数が経過している。線状降水帯が来た時に、当時の状態が起きないとも限らない。その辺りも考慮に入れたらどうか。

（委員長）　開発局では、新たに治水計画を見直している。今後は、さらに悪い状況であっても耐えられるような事業が進むものと理解している。

（ｵﾌﾞｻﾞｰﾊﾞｰ）　今後、計画策定に向けて配慮いただきたい。
資料１の立適について、届出制度を「章立て」として行っている他市町村が非常に多い。立適を作ることによって必要な届出があるため、章立てとして丁寧に作った方が良い。
立適には、まちづくりの一つとして公共交通ネットワークが非常に重要であるため、今後、計画の中に入れた方が良い。
資料２の１ページ、津波浸水想定区域では、浸水深さが１ｍ未満の場合は、家屋倒壊等の可能性が低く、洪水浸水想定区域では、浸水想定が３ｍ未満の区域は２階への垂直避難が可能であると書かれているが、市民が理解できるよう、計画書の本文には、国のホームページの出典を記載するなど、もう少し説明を入れた方が良い。
資料２の３ページ、下から４行目は「旧留萌駅を中心に概ね 800ｍ圏内」、下から３行目は「徒歩圏内に都市機能施設が集積」とある。この言葉の違いが分かりにくい。計画書本文では丁寧に説明した方が良い。
資料２の３ページ、下から４行目「国道 231 号及び道道留萌停車場線沿道」とあるが、図面には国道のみの表記しかないことから道道も描き加えた方が良い。
資料２の４ページで、「旧留萌本線の北側にある船場町周辺は、これまで観光・交流拠点としての土地利用を進めており」とあるが、「これまで文化・交流拠点としての土地利用を進め、また市の重要な観光拠点でもある」と、文化・交流拠点として位置づけされており、さらに「観光拠点としても非常に重要な土地利用を進めている」という文言の方が良い。誘導施設では、文化・交流施設に道の駅、屋内遊戯施設を位置付けているのでニュアンスを合わせた方が良い。
都市機能誘導区域・居住誘導区域については、特に意見はない。

（事務局）　事務局で話を進めて、修正していきたい。

（まち計）　届出制度と公共交通ネットワークについては、「７章　誘導施策」で示す内容であるが、章立てとして「届出制度」を入れる等、事務局で検討したい。

3）誘導施設の設定（案）について

（委員）　資料２，６ページの表で「現状の区域内立地状況」に「○」が付いているものと付いていないもののバランスについて、どう理解すればよいか。
潮静小学校は（居住誘導）区域から外れているが、この扱いは今後どうすべきか。

（まち計）　「○」の量は、誘導施設の設定において考慮すべきものではない。今後、都市機能誘導を設定し、区域の利便性を確保するために、どういった施設・機能が集積した方が良いかが重要である。
例えば、市役所は（都市機能）誘導区域から外れている。現地建替えならば届出が必要、(都市機能)誘導区域内に建てるならば届出は必要ない。誘導施設は、届出制度を活用しながら施設の集積を図るために設定する。
スーパーは（都市機能）誘導区域に立地しているが、区域内に立地している施設を廃止する場合、事前届出が必要となるため、「施設維持を図りたい」という意思表示となる。
小学校は、居住誘導区域から外れているが、DID 区域やバス停からの徒歩圏等を勘案して外している。

（委員）　高校が中心拠点に誘導する施設になっているが、誘導区域内に求めることが適切なのか説明いただきたい。

（まち計）　留萌管内の拠点施設として高校を加えた。今の高校は、山側にあることと、グランドの一部が土砂災害警戒区域に入っているため、居住誘導区域から外している。

（委員）　小中学校も誘導施設に設定した方が良いのではないか。今後、義務教育学校になった場合は、都市機能誘導区域の中にあった方が良い。

（事務局）　教育委員会と打ち合わせて、判断したい。

（委員）　今回でなくても良い。
10 年後等の改定時に誘導施設に入れられるものか。

（事務局）　可能である。留萌市総合計画は、これから策定するので、その内容や、教育の再編がまとまった段階等で改善していきたい。

（委員長）　今の計画に入れる、入れないを含めて、教育委員会と検討いただきたい。

4）まちづくりの将来像及び部門別の整備方針（案）について

（委員長）　都市計画マスタープラン（以下、都市マス）の基本的な構造は変わらず、アップデートしたということである。
全ての項目に、担当課が記載されているので分かりやすい。

（委員長）　資料３の３ページ「ａ．にぎわい促進地区」の「公共交通のターミナル機能」、６ページの「ａ．公共交通の充実」の「旧 JR 留萌駅周辺地区を交通結節点と位置づけ」は、リンクしていると思う。
物価高騰や資材納入のハードル、政策転換も若干出てくると思うが、もう少し明確に記載した方が良い。
駅裏である船場公園、港町とまちなかは、国道 232 号で繋いでいるが、駅の跡地に交通結節点となる新交流複合施設で（駅裏とまちなか）繋ぐことを強く、明確に記載した方が良い。
（新交流複合施設）の中に何を入れるかは、別の会議に委ねるとしても、そこが拠点となって、まちなかに賑わいを創出することを位置づけるべきである。

（委員）　下水道はあるのに、上水道が無いのはなぜか。

（まち計）　これまでの都市計画は、上水道は整備されている中での計画のため、下水道のみが対象であると認識している。
留萌市においても、これまで都市マスでは下水道の方針を示しているが、水道は個別計画が別にあり、そちらで対応している。今回も踏襲した。

（委員長）　立適を作ることによって、上水道の管の配置が変わる。後の整備が図れる等はないのか。

（部会委員）　今、示されている居住誘導区域内・市街地内については、水道管がほぼ整備済みである。
水道運営の立場から考えると、将来的に居住誘導区域外の住宅や施設が無くなると、末端の管を切り離すことが可能となる。

（委員長）　立適に従って居住地域がコンパクト化されていくと、それに伴い水道の計画を見直ししていくのか。

（部会委員）　そうである。先に立適があると、水道経営戦略という事業投資計画は、立適に合わせながら、整備の優先順位など、より細かく立てられる。

（委員）　資料３、７ページの「図　道路・交通の整備方針」について、塩見通が未整備となっているが、どのような整備が入る予定であるか。

（委員）　塩見海岸の辺りは拡幅する予定があった。

（部会委員）　都市計画決定された道路幅員がないという意味である。

（事務局）　（塩見通の整備率は）まだ１割なので、春日町の交差点部分だけが整備済みであり、残りは幅員が狭いということになる。

（委員長）　計画としては、消す理由がない。

（ｵﾌﾞｻﾞｰﾊﾞｰ）　参考にしていただきたい。
資料３、２ページ「産業活性化・海辺のふれあい地区」は、意味合いの違うものが連なっているため違和感がある。「産業活性化」は生産性を求めるもの、「海辺のふれあい」は留萌の個性である海の活用であり、違う印象がある。
６ページ「ｃ．幹線道路・補助幹線道路の充実」について、補助幹線道路のみ説明があり、幹線道路の説明が無い。補助幹線道路の説明は必要ないのではないか。「～主要な市道を幹線道路、幹線道路を補助する補助幹線道路と位置づけ、～」で良い。
「ｂ．人にやさしい歩道空間づくり」で、今、国では歩道の空間づくりに、電柱を取り除き歩行空間を確保する、「無電柱化」を掲げている。また、交通量が減った区間では、ベンチの設置やイベントが行えるよう車道を狭くして歩道を広げる取組もある。こういう取組を文面に加えると、今後、事業を行うときに良い。
８ページ「ｃ．緑の街道づくり」で、国道 231 号、232 号、233 号の街路樹は、ほぼ整備済みのため、「街路樹の植栽を推進」ではなく、「緑の維持」、「『緑の街道』を目指します」ではなく、「『緑の街道』を保護します」などの文言が腑に落ちる。
下水道については、最近の豪雨災害等で冠水事例が多く発生しているので、雨水関係について、必要があればその辺りの記載を加えても良い。

（委員長）　無電柱化は景観に加え、津波防災でも有効であり、また歩道空間の有効利用を行う上でも良いことである。

（委員長）　「産業活性化・海辺のふれあい地区」は、留萌の場合、混在しているエリアがあると思うが、整理していただきたい。
無電柱化については、景観の改良と合わせて防災の側面からも、電柱が倒れて復旧作業が滞る心配がないという、非常に優秀な事業である。また歩道空間の活用は、国道の場合、道路協力団体制度だと思うが、民間

団体が商売を行い、その売り上げの一部を道路維持に充てる仕組みもある。そこを含めて検討いただきたい。

（委員長）　２ページ「将来都市構造図」の副港は、向かって左が「産業活性化・海辺のふれあい地区」、右が「まちなか住宅地」となっているが、区分けする必要があるか。右も「産業活性化・海辺のふれあい地区」ではないか。

（委員）　今日ほど充実した会議はない。各担当課長がいるのでレスポンスが早く、理解も深まる。まちづくりの将来像は、親近感があるので、今後市民が目にした時にアイディアや期待が膨らむと感じた。

（委員長）　今日いただいた意見を踏まえて、資料整理を進めていただきたい。
特に、居住誘導・都市機能誘導区域については、このように進めていただきたいと思う。

４　その他

（事務局）　（資料３について）今回は見え消しで説明したが、今後、新旧対照表を作成する。出来次第配布する。
現在、第３回と第４回の内容はホームページに載せていないが、この議論を踏まえて、常任委員会に報告した後にホームページに載せたい。
５回目は９月上旬に、誘導施策と防災指針について協議を行いたい。

（委員）　立適９章の目標値の設定は、素案の中で話すのか。

（まち計）　そうである。

（事務局）　届出制度についても次回に行いたい。

以上